

もっとよく知ろう

国民健康保険のこと

住民課 内線 242

平成29年度の国民健康保険税が7月に決定します

今年度の国民健康保険税は4月1日から課税されていますが、税額の計算対象年（平成28年1月から12月まで）の所得金額を把握し、国民健康保険税として算定するには時間がかかります。そのため、第1期と第2期については、前年度の国民健康保険税の10分の1に相当する額を仮算定として課税しました。

今回、平成28年中の所得金額の確定により平成29年度の本算定を行い、年税額が決定しましたので7月中旬に納税通知書を送付します。第3期以降の税額は、今回決定した年税額から第1期と第2期の仮算定分を差し引いた額となり、第3期から第10期の8回に分けて納めていただくことになります。

平成29年度 国民健康保険税 今後の納期限

第3期	平成29年 7月31日（月）	第7期	平成29年11月30日（木）
第4期	平成29年 8月31日（木）	第8期	平成29年12月25日（月）
第5期	平成29年10月 2日（月）	第9期	平成30年 1月31日（水）
第6期	平成29年10月31日（火）	第10期	平成30年 2月28日（水）

※ 国民健康保険税を納付書でお支払いいただく場合、役場、扶桑町指定金融機関、コンビニエンスストアでお支払いいただけます。詳しくは、納付書裏面をご参照ください。

特別徴収（年金天引き）の対象となる方は 年金から国民健康保険税が天引きされます

65歳から74歳までの国民健康保険に加入する世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、国民健康保険税が年金から特別徴収（年金天引き）されます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳から74歳であること。
- ③ 特別徴収（年金天引き）の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

10月以降の年金から特別徴収（年金天引き）される保険税額は、本年度の年間保険税額から、4月から9月までに算定された保険税額の合計額を差し引いた額となります。

※ 住民課保険医療グループ窓口で事前に申請していただくと、特別徴収（年金天引き）から口座振替に納付方法を変更することができます。

所得の低い世帯の国民健康保険税（均等割・平等割）の軽減について

平成29年度から軽減措置の対象が拡大されました。

所得の低い世帯に対する国民健康保険税（均等割・平等割）については、7割・5割・2割の軽減割合が適用されます。

軽減対象基準金額	軽減割合
世帯主（国民健康保険加入者でない世帯主も含む）と被保険者の所得の合計	
世帯の所得合計額が33万円以下	7割
世帯の所得合計額が33万円+27万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	5割
世帯の所得合計額が33万円+49万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	2割

※ 申請手続きの必要はありません。

※ 国民健康保険加入者及び世帯主で所得申告をされていない場合、軽減が適用されない場合があります。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者でなくなります。

国民健康保険税の税率等

今年度の税率等は下記のとおりになります。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	5.4%	1.6%	1.4%
資産割	22.0%	6.0%	5.0%
均等割	20,200円	5,800円	7,300円
平等割	17,900円	5,100円	6,500円
課税限度額	520,000円	170,000円	160,000円

国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者支援金等分と介護納付金分からなり、加入している被保険者の所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の合算額です。

※ 介護納付金分は、40歳から64歳までの方が対象となります。

◆所得割額 基準総所得金額（平成28年中の総所得金額から33万円を控除した金額）に定められた税率を乗じた額

※ 基準総所得金額は被保険者1人ごとの基準総所得金額を計算し、加入者全員分を合算します。

総所得金額が33万円以下の方の基準総所得金額は0円となります。

◆資産割額 平成29年度固定資産税額のうち、土地・家屋に係る金額に定められた税率を乗じた額

◆均等割額 被保険者1人につき定められた額

◆平等割額 1世帯につき定められた額

「倒産・解雇などで離職された方」の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇又は雇止めなどにより離職された方で、国民健康保険に加入された場合、国民健康保険税が軽減されます。

▼対象者 雇用保険の特定受給資格者（例、倒産・解雇などによる離職）

雇用保険の特定理由離職者（例、雇止めなどによる離職）

▼軽減額 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、前年の給与所得を100分の30として計算します。

▼軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を失うと終了します。

印鑑、雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行）、マイナンバー（個人番号）のわかるもの、本人確認書類（運転免許証など顔写真つきのもの）を持参して、住民課保険医療グループ窓口で手続きをしてください。

国民健康保険税の減免等について

国民健康保険に加入している世帯で、失業、休業あるいは病気療養中などのため、平成29年中の世帯主と国民健康保険被保険者の所得合計額が前年に比べて大幅に減少し、国民健康保険税の納付にお困りの方は、その世帯の保険税負担を軽減するための減免制度があります。詳しくは、住民課保険医療グループへお問い合わせください。

また、災害により居宅に重大な損害を受けたときなどには、一部負担金を免除（減額）する制度もあります。

国民健康保険税の納付は便利な口座振替で

口座振替にすると、納め忘れの心配がなくなります。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続しますので便利です。ぜひご利用ください。

口座振替へは、次のいずれかの方法により切り替えることができます。

①7月中旬送付の納税通知書に同封されている、はがき型の“扶桑町税等預金口座振替依頼書”に必要な事項を記入、通帳の届出印を押印の上、記載面に目隠しシールを貼付し郵便ポストへ投函する。

②納税通知書（または保険証）・預金通帳・通帳の届出印を持参して、扶桑町指定の金融機関又は住民課保険医療グループ窓口（ただし、ゆうちょ銀行口座からの振替をご希望の方はゆうちょ銀行窓口のみ）で手続きをする。

▼問い合わせ 住民課 内線 242・246～248